

## 令和7年度旭川市定額減税不足額給付金に係る申請書類の誤送付について

令和7年7月15日から実施している「定額減税不足額給付金」に関して、対象とならない死亡者の方に、申請書類である「通知書」及び「確認書」を送付する事務処理誤りがありました。

### 1 誤りの内容

定額減税不足額給付金の対象者は、令和6年分の所得税の確定の結果、令和6年度に支給済の定額減税調整給付金と、本来給付すべき定額減税額に差額が生じた人が主であり、7月15日に対象となる人に申請書類を送付している。(通知書21,927人、確認書8,623人)

この送付に当たり、死亡している人は対象としないことから、対象者リストから死亡者を随時削除する必要があるところ、令和6年10月10日から10月31日に死亡した人を対象者リストから削除していなかったため、誤って関係書類を送付した。

### 2 判明の経過

7月18日午前に通知書または確認書が届いた2人から、対象者が昨年10月に死亡しているとの連絡を受けたことから、職員がデータを再調査し、10月10日から10月31日の間に死亡した人に誤送付していることを特定した。

### 3 誤送付の件数

39人（なお、既に給付金を支給した方はいない。）

### 4 今後の対応及び再発防止策

誤送付した39人には、7月22日に謝罪文を送付する。

給付金の支給対象者リストの作成に当たっては、住民基本台帳や課税状況などを照合して確認を行っているが、死亡者の取扱いに関する確認が不十分であったので、今後は複数職員によりその作業を徹底する。